

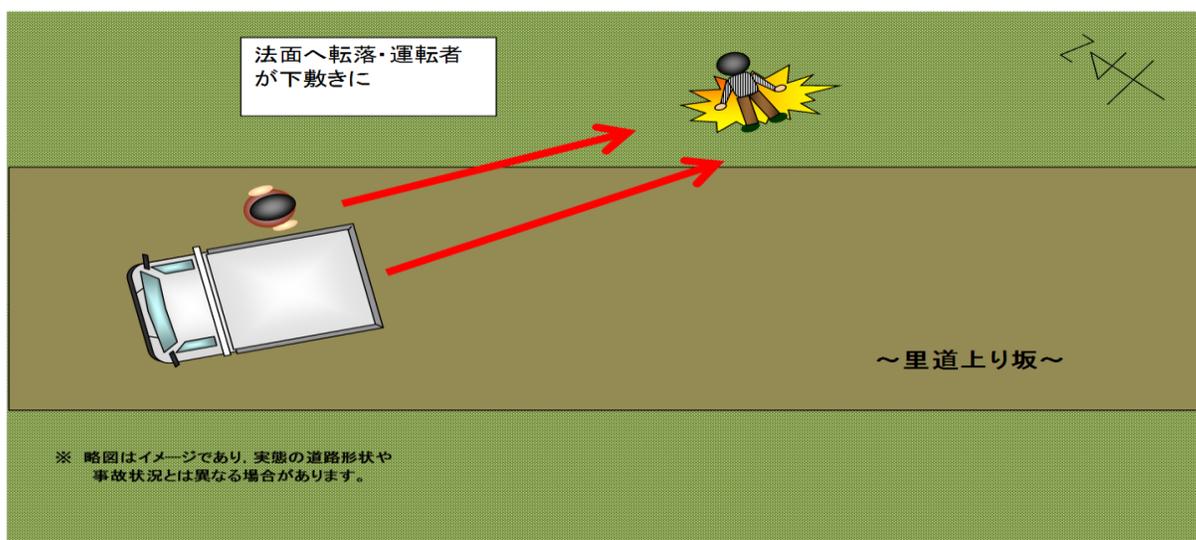
軽四貨物が転落する事故が発生！

【事故の状況】

発生日時	平成29年9月14日(木)午後6時00分ころ
発生場所	三次市の里道
道路状況	単路 直線 上り 路面乾燥(天候晴)
関係者	軽四貨物
事故概要	軽四貨物が、運転者が降車後に、自然発車後退し里道の法面へ転落し、止めようとしたと思われる運転者(70歳代)が、車両の下敷きとなって死亡したものの。

※本件は検討の結果統計の対象と決定し、11月12日を以て計上したものの

【事故状況略図】



停車措置を確実に！

今回の事故原因は、停車措置が不十分であったことが考えられます。

急いでいたり、坂道に止まることに慣れてくると、うっかりサイドブレーキを引き忘れていたり、車輪止めを忘れていたりすることがあります。

車が無人で動き出すと制御不可能となり、大事故になる可能性があります。

事故防止のためには、

- 少しの時間でも、車から離れるときは確実に停車措置を行うこと
- 停車する時は、AT車であればパーキングレンジとパーキングブレーキを、MT車であればバックギア(上りであれば1速)に入れ、サイドブレーキをしっかり入れるなど乗車している車の特性を知り、停車措置を確実に行うこと。
- 急な坂道では、できるだけ駐車しない。坂道に駐車する際は車輪止めを使用すること

○ 自然発車した自動車を人力で止めようとし
などを心がけて下さい。